

公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院売店の出店者募集について、次のとおり公募型プロポーザルを実地します。

平成25年7月9日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 増岡錦也

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 募集内容 公立陶生病院売店出店者
- (2) 出店場所 売店…外来棟地下1階及び西棟1階
自動販売機…各指定場所 *詳細は別紙のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成29年12月31日
- (4) 募集概要 売店の出店者は、当院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、病院利用者のための売店運営、自動販売機の設置及び運営を実施する。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公募開始の日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

(2) 同種業務の実績

公共施設又は医療機関において3年間以上売店経営の実績がある者、又はその者の指導下でフランチャイズ経営を行う者。ただし、フランチャイズ経営を行う者については、3年間以上売店経営の実績がある者とし、同一のフランチャイズによる複数の参加は認めない。

(3) その他

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、平成25年7月22日(月)に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

(1) 資格確認申請書等の配布期間

平成25年7月9日(火)から平成25年7月17日(水)まで
(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)

(2) 資格確認申請書等の提出期間

平成25年7月10日(水)から平成25年7月17日(水)まで
(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

公立陶生病院 会計課

(6) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 説明会の開催

確認通知書により参加を認められた者に対して、下記のとおり公募型プロポーザルの内容についての説明会を行う。

(1) 開催日時

平成25年7月23日(火) 午後2時30分から

(2) 開催場所

公立陶生病院 南棟2階 学生研修室

(3) その他

説明会参加人数は1社3名までとする。

5 企画提案書の提出方法等について

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院売店出店者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を受け、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。

(1) 募集要項の配布期間

平成 25 年 7 月 9 日（火）から平成 25 年 7 月 17 日（水）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(2) 配布時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(3) 配布場所

公立陶生病院 会計課

(4) 企画提案書の提出期間

平成 25 年 7 月 23 日（火）から平成 25 年 7 月 31 日（水）
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(5) 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(6) 提出部数

正本 1 部 副本 6 部

(7) 提出場所

公立陶生病院 会計課

(8) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

6 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

(1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が 1 社である場合
又は公募型プロポーザルに参加する者が 1 社である場合においても、原則と
して公募型プロポーザルを執行するものとする。

(2) 公募型プロポーザルを実施した結果、運営者として相応しい者がいないと認
められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

7 その他

(1) 「公立陶生病院売店出店者募集のお知らせ」に記載していない事項について
は、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院指名停
止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

8 問い合わせ先

公立陶生病院 経営戦略室

瀬戸市西追分町 160 番地 電話 0561-82-1656（ダイヤルイン）

公立陶生病院売店出店者募集要項

1. 趣旨

公立陶生病院の全ての利用者のアメニティの向上を図るため、売店の出店を希望する事業者を募集する。

出店者の選定に当たっては、幅広い取扱商品、細やかなサービスを提供できる事業者が求められるため、公募型プロポーザルを実施し、最も優れた提案を行った事業者と契約することとする。

2. 募集内容

(1) 出店場所 瀬戸市西迫分町 160 番地 売店 外来棟地下 1 階及び西棟 1 階
自動販売機 指定場所

(2) 出店面積 売店…外来棟地下 1 階 89.56 m²
西棟 1 階 43.12 m²
自動販売機…各指定場所 34.35 m²

*設置場所の詳細は別紙のとおり

(3) 立地環境 1 日平均外来患者数 1,662 人(平成 24 年度実績)
1 日平均入院患者数 596 人(平成 24 年度実績)
職員数 1,134 人(平成 25 年 4 月 1 日現在)
その他(委託職員、看護学生、お見舞い客等)

(4) 契約期間

契約締結日から平成 29 年 12 月 31 日まで

契約締結日から出店期日前日までを出店準備期間とする。

(5) 出店期日

平成 26 年 1 月 1 日

(6) 営業の内容

① 売店

ア 営業日

年中無休

(病院の事情及びやむを得ぬ場合に休業日を設けることもあり得る。)

ただし 2 カ所の売店で営業日を考慮してもかまわない。

イ 営業時間

午前 7 時 30 分～午後 9 時

(病院の事情及びやむを得ぬ場合に営業時間を変更することもあり得る。)

ただし 2 カ所の売店で営業時間を考慮してもかまわない。

ウ 営業品目

(ア) 飲食物(弁当、おにぎり、パン、お菓子、乳飲料、お茶等)、新聞・雑誌、
切手・葉書類、日用雑貨、下着類、診療材料等

(イ) 病院にて使用する検査食、衛生材料等の医療雑貨品の販売。

- (ウ) コピー、ファックスサービスの提供。
- (エ) 各金融機関に対応したATMの設置。公共料金等収納。
- エ 販売禁止とするもの
 - アルコール類、煙草、生花及びその他療養に適さないもの。
- ② 自動販売機
 - ア 業務内容
 - 病院及び関連施設の指定場所に設置する自動販売機等の設置運営及び管理。
 - イ 設置機器
 - (ア) 設置機器のうち1台はカップ式自動販売機を導入すること。
 - (イ) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
 - (ウ) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。
 - ウ 販売品目
 - (ア) 清涼飲料水等の飲料、アイスクリーム、パン、お菓子など。
 - (イ) 救急・入院患者必需品、マスク、テレホンカードなど病院が指定するもの。
- ③ 販売価格
 - 適切な価格で提供するよう努めること。
- ④ 衛生管理
 - 仕入れ商品については安全性等信頼のできる業者から仕入れ、事故防止に努めること。また業務従事者に対しては、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じること。措置にかかる費用は事業者の負担とする。
- ⑤ 清掃等の実施区分
 - 出店場所の清掃は、事業者が実施すること。また廃棄物の発生を抑制すると共に分別を行い規定された回収場所に運ぶこと。出店及び自動販売機の設置にともない発生する缶、ペットボトル等の処分費用は事業者が負担すること。
- ⑥ 出店場所の防犯対策は事業者が実施すること。
- ⑦ その他留意事項
 - ア 病院利用者へのサービス向上及び病院職員の福利厚生の実現を図るため営業日・営業時間、営業方法、取り扱い商品、サービス等の改善要望について速やかに協議対応すること。
 - イ 院内・店内等の整理整頓を心がけ、周囲の整理、清潔の保持に努めること。
 - ウ 営業に必要な各種法令に基づく許認可などは事業者が取得すること。
 - エ 貸し付けを受けた部分について他の者へ譲渡及び転貸しないこと。ただし、第三者に営業委託しようとする場合においては、あらかじめ病院の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
 - オ 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
 - カ 自動販売機の前面に故障時の連絡先を明記し、自動販売機に関する問い合わせ並びに苦情等については、事業者の責任において、平日・休日にかかわらず迅速に対応すること。
 - キ 現在外来棟地下にある飲食スペースはそのまま確保すること。

ク 契約期間が満了したときは、事業者の負担において当院が指定する期日までに
出店場所を原状に回復すること。ただし、当院が特に承認した場合はこの
限りではない。

ケ 賃貸した部分を当院が使用する必要が生じた場合、賃貸借契約の取消又は変
更をすることがある。

3. 応募者の資格条件

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない
者であること。
- (2) 公募開始の日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置
を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされて
いる者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなさ
れている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 公共施設又は医療機関において3年間以上売店経営の実績がある者。又はその者の
指導下でフランチャイズ経営を行う者。（ただし、フランチャイズ経営を行う者
については、3年間以上売店経営の実績がある者とし、同一のフランチャイズによる
複数の参加は認めない。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

4. 事業者の選定等（評価方式）

公募型プロポーザル方式により選定する。

- (1) 売店出店者は、「評価委員会」の評価に基づき、公立陶生病院組合管理者が決定す
る。
- (2) 評価方法は、書類審査とヒアリング審査（選定基準に関する提案内容）とする。応
募者が多数の場合は書類審査にて選考をおこない、選考した応募者に対してヒアリ
ング審査を行う。
- (3) 応募者の中から最も評価の高い者を選定する。
- (4) 評価結果は、応募者全てに通知する。なお、選考結果等についての不服及び異議申
し立ては認めない。
- (5) 情報公開の公開場所は事務局会計課内とし、公開する内容は応募者名及び最終審査
結果とする。
- (6) 評価の結果、適切な候補事業者がない時は、候補事業者なしとした上で再募集す
る場合がある。

5. 出店者の選考スケジュールと提案事項

- (1) 選考までのスケジュール

募集要項の配布	平成 25 年 7 月 9 日 (火) ~7 月 17 日 (水)
参加資格確認申請期限	平成 25 年 7 月 17 日 (水)
参加者説明会	平成 25 年 7 月 23 日 (火)
質問書提出期限	平成 25 年 7 月 25 日 (木)
質問書回答	平成 25 年 7 月 29 日 (月)
企画提案書提出期限	平成 25 年 7 月 31 日 (水)
提案内容のヒアリング	平成 25 年 8 月 9 日 (金)
出店者の決定	平成 25 年 8 月 20 日 (火)

(2) 提出書類及び提案項目

次の項目について提案すること。提出された書類に基づき、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

No	提出書類名	内 容	書 式
1	企画提案書 (表紙)		様式第 2 号
2	会社 (業務) 概要	①名称・代表者名 他 ②業務内容 ③売店経営についての受託実績	様式第 3 号
3	親企業 (業務) 概要 ※フランチャイズによる出店の場合のみ提出	①名称・代表者名 他 ②業務内容 ③売店経営についての受託実績 ④サポート体制	様式第 4 号
4	直近 2 年の決算書		
5	売店運営に関する具体的提案	①運営方針 ・病院内での売店経営に当たっての基本的な考え方 ・ 2 店舗運営の考え方 (営業日、営業時間、営業内容など) ・店舗レイアウトの考え方 ・従業員に対する教育・研修の具体的な内容について ②商品及びサービス内容 ・利用者にとって適切な商品の種類、価格の提案 ・物品調達、物品の安定した仕入れに対する体制について ・病院利用者・職員へのサービスの提案 ・自動販売機の設置機器及び販売品目、またトラブル対応の具体的方法 ③独自の提案事項等 ・病院内での運営に当たっての独自の具体的提案事項	様式第 5 号

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員に向けた付加サービス等の具体的な提案 ④衛生管理体制 ・安全衛生に対する考え方、衛生管理体制についての基本的な考え方 ⑤危機管理体制 ・事故発生時や災害時などのマニュアルの有無と支援体制について 	
6	店舗のイメージスケッチ	A4 版用紙片面に設置する店舗のイメージスケッチを記載（外来棟店舗、西棟店舗 1 枚ずつ）	
7	加算賃貸料見積書	売り上げに対する一定割合とする。	様式第 6 号

(3) 記入要領及び留意事項

- ① 提出書類は、原則 A4 版・縦型・横書・左綴じで、記載文字は 10 ポイント以上とし、目次、頁番号をつけること。なお、表などについては、A4 版・横型でも構わない。
- ② 3 についてはフランチャイズによる出店の場合のみ提出すること。
- ③ 5 については上記①の形式で A4 版 5 枚（片面）以内にまとめること。
- ④ 7 の見積内容は審査の対象となるため、十分に検討のうえ提出すること。

(4) 提出部数 正本 1 部 副本 6 部（副本には 1、4 は不要） 合計 7 部

6. 説明会の開催

確認通知書により参加を認められた者に対して、下記のとおり公募型プロポーザルの内容についての説明会を行う。

- (1) 日 時 平成 25 年 7 月 23 日（火） 午後 2 時 30 分から
- (2) 場 所 公立陶生病院 南棟 2 階 学生研修室
- (3) その他 説明会参加人数は 1 社 3 名までとする。

7. ヒアリング審査

書類審査で選考された応募者に対し、企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 日 時 平成 25 年 8 月 9 日（金） 午後 1 時 30 分から（予定）
- (2) 場 所 公立陶生病院 南棟 5 階 第 2 会議室
- (3) 内 容 提出された企画提案書等のヒアリング
- (4) 時 間 1 社 20 分程度（入替・準備の時間を除く）
- (5) 出席者 3 名以内とする。
- (6) 準備物 プロジェクター、パソコン及びスクリーン等を使用する場合は、下記 1 3 の問い合わせ先へ連絡の上各自で準備すること。
- (7) 順 番 企画提案書の提出順とし、選考された応募者に対して開始時刻を文書で通知する。書類審査で選考されなかった応募者には不採用を文書で通知する。

8. 契約について

審査において選定された事業者と賃貸借契約を締結する。

9. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出期間

平成 25 年 7 月 23 日（火）～平成 25 年 7 月 31 日（水）

(2) 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(3) 提出場所、提出方法

公立陶生病院 事務局 会計課へ持参とする。

(4) 応募辞退の場合

参加資格確認結果通知書受領後の辞退の場合は、辞退届（様式自由）を上記（3）に提出すること。

10. 費用負担

(1) 出店者が負担する費用等

① 基本賃貸料

		1 m ² /月(税別) 円	m ²	賃貸料
売店	外来棟	555	89.56	49,706
	西棟	1,059	43.12	45,664
自動販売機	中央棟	621	11.10	6,893
	西棟	1,059	4.50	4,766
	南棟	866	16.75	14,506
	東棟	354	1.00	354
	看護師宿舎	514	1.00	514
合計				122,403

*マスク・テレフォンカードに関しては、基本賃貸料は無償とする。

② 加算賃貸料

売上に対する一定割合とし、提案事項とする。

③ 光熱水費

ア 売店

検針に基づき月払いとする。

イ 自動販売機

電気料金は、出店者が電気使用量計測のための子メーターを設置し、検針に基づき月払いとする。(当院が設置した子メーターがある場合はこの限りではない。)水道などその他の光熱水費は免除とする。

- ④ 電話料
 - ⑤ 保証金 5,000,000 円
 - ⑥ 出店に当たり必要な設備の整備及び病院設備の改修に要する費用（別紙工事区分表による）
 - ⑦ その他事業者が負担することが相当と考えられる費用
 - ⑧ その他
 - ・ 出店準備期間の賃貸料は免除する。
 - ・ 基本賃貸料については見直しにより変動する場合がある。
 - ・ 事業者は毎月指定する日までに、月ごとの売り上げ実績を病院に書面で報告すること。
- (2) 病院が負担する費用等
- ① 一次側工事及び病院設備の修繕費（別紙工事区分表による）
 - ② 「その他事業者が負担することが相当と考えられる費用」以外の費用等

1 1. 応募に関する留意事項

(1) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、返却しない。

(2) 費用負担

応募に要する一切の費用は、応募者が負担する。

(3) 質疑応答

募集要項に関する質問は、別紙様式第 1 号により下記 1 3 の問い合わせ先に電子メールもしくは F A X で平成 25 年 7 月 25 日（木）の午後 5 時までに送付すること（質問がない場合も「質問なし」と記載の上送付すること）。質問への回答は平成 25 年 7 月 29 日（月）の午後 5 時までに全応募者に対して電子メールもしくは F A X で送付する。

(4) 書類の追加提出等

当院が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがある。
また、企画提案書に疑義がある場合は、応募者へ文書等で照会する。

(5) 応募者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、原則として当該応募者は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎてから企画提案書の提出があった場合
- ② 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- ③ ヒアリング審査に遅刻又は欠席した場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合

1 2. 審査基準

(1) 院内に評価委員会を設置する。

評価項目	評価の視点
①業務実績	売店運営実績は十分かつ良好か
②財務基盤	財務状況は良好か
③運営方針	病院内での売店運営に対する熱意、明確な運営方針があるか
	2店舗運営の考え方（営業日、営業時間、営業内容など）
	店舗レイアウトの考え方
	従業員に対する教育・研修の具体的な内容について
④商品及びサービス内容	利用者にとって適切な商品の種類、価格か
	物品調達、物品の安定した仕入れに対する体制について
	病院利用者・職員へのサービスが整っているか
	自動販売機の設置機器及び販売品目、またトラブル対応の具体的方法
⑤独自の提案事項	病院内での運営にあたっての独自性のある提案事項はあるか、内容は適正か
	職員にむけた付加サービス等の独自の提案事項があるか、内容は適正か
⑥衛生管理体制	安全衛生に対する考え方、衛生管理体制は適正か
⑦危機管理体制	事故発生時や災害時などのマニュアルの有無と支援体制について
⑧加算賃貸料見積	運営内容・体制に対しての加算賃貸料

1 3. 問い合わせ先

公立陶生病院 経営戦略室 担当：川本、福井

電話：(0561)82-1656（直通） F A X：(0561)82-9139

e-mail：kikaku@tosei.or.jp

以上

*** 出店場所・自動販売機品目**

①	外来棟地下1階売店	
②	西棟1階売店	
③	中央棟B1F自動販売機コーナー	飲料水(缶・ペットボトル)など
④	西棟自動販売機コーナー	飲料水(缶・ペットボトル)・衛生用品・食品など
⑤	南棟渡り1F自動販売機コーナー	飲料水(缶・ペットボトル)・アイスなど
⑥	南棟1F玄関	飲料水(缶・ペットボトル)
⑦	南棟2F健康管理センター	飲料水(缶・ペットボトル)
⑧	南棟3D産科病棟	飲料水(缶・ペットボトル)
⑨	東棟5C病棟	飲料水(缶・ペットボトル)
⑩	看護師宿舎	飲料水(缶・ペットボトル)
⑪ ⑫	南棟1F玄関	マスク(大人・子供)
⑬ ⑭	外来棟1F防災センター	マスク(大人・子供)
⑮	東棟3C病棟	マスク(大人)
⑯	東棟5C病棟	マスク(大人)
⑰	中央棟5AB病棟	マスク(大人)
⑱	中央棟6AB病棟	マスク(大人)
⑲	外来棟1F防災センター	テレフォンカード

***出店面積**

		1㎡/月(税別)円	㎡
売店	外来棟	555	89.56
	西棟	1,059	43.12

自動販売機	中央棟	621	11.10	自販機コーナー
	西棟	1,059	4.50	自販機コーナー
	南棟	866	16.75	自販機コーナー・玄関・健診・3D病棟
	東棟	354	1.00	5C病棟
	看護師宿舎	514	1.00	ラウンジ

⑪～⑲については出店面積に含めない

公立陶生病院 売店出店に伴う工事区分及び、資産区分表 【外来棟地下店舗部分】

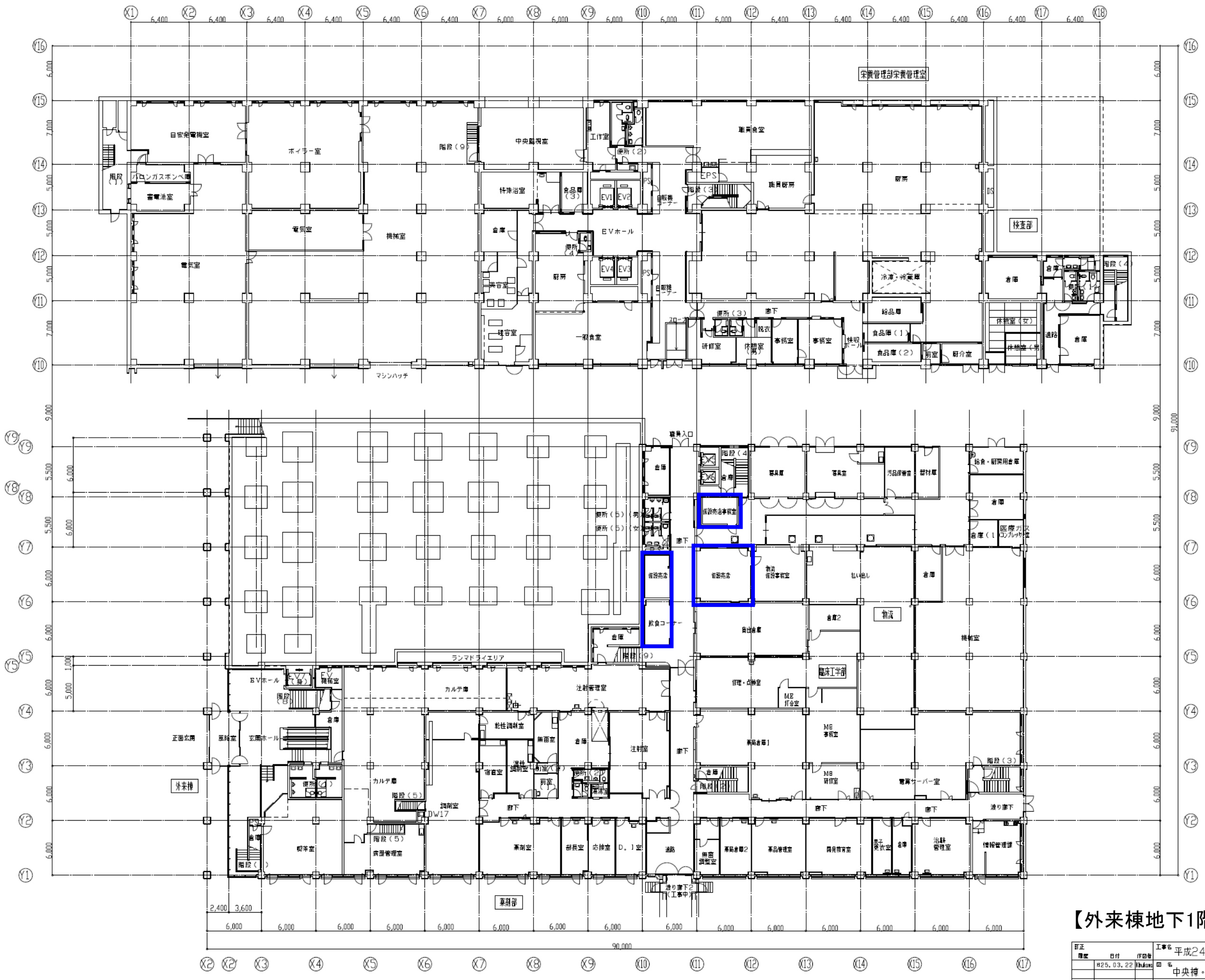
甲(A)工事 = 病院側資産 / 乙(B)工事 = 病院側資産(テナント仕様決定後変更の可能性有り) / 丙(C)工事 = テナント側資産

工種	工事項目	現況		本工事		別途工事		備考
		甲(A)工事	乙(B)工事	乙(B)工事	丙(C)工事	丙(C)工事	丙(C)工事	
申請	建築確認申請(用途変更)	—	該当なし			該当なし		必要要件外
	完了検査申請(用途変更)	—	該当なし			該当なし		必要要件外
	電力申請	—	該当なし			該当なし		必要要件外
	保安規定の変更申請	—	該当なし			該当なし		必要要件外
	水道局への申請	—	該当なし			該当なし		必要要件外
	消防署への事前協議・届出	—	該当なし			書類作成・申請(丙工事分)		
	保健所等への事前協議・届出	—	該当なし			書類作成・申請		
建築	解体	現況のまま	該当なし			該当なし		
	天井	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	床	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	壁・柱	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
電気	メーター(WHM)	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	分電盤	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	電灯・コンセント設備	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	動力設備	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
給排水	給水設備	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	排水設備(雑排水)	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	排水設備(汚水)	現況のまま	該当なし			該当なし		トイレは店舗区画内に設置無し
	衛生器具	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	ガス設備	現況のまま	該当なし			該当なし		火気使用無し
空調換気	冷暖房設備	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	換気設備	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
防災	スプリンクラー	現況のまま	該当なし			該当なし		消防法,建築基準法に準拠
	感知器・非常灯	現況のまま	該当なし			該当なし		消防法,建築基準法に準拠
	消火器	現況のまま	該当なし			該当なし		消防法,建築基準法に準拠
	ダクト消火	現況のまま	該当なし			該当なし		火気使用無し
	防火区画(SS・SD)	現況のまま	該当なし			該当なし		消防法,建築基準法に準拠
弱電	電話設備	現況のまま	該当なし			電話線配管配線及び、NTTへの申込み		
	光回線	該当なし	該当なし			光配管配線及び、NTTへの申込み		
	BGM・有線放送	該当なし	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
その他	家具(イス・テーブル)	該当なし	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	店舗内絵・グラフィック	該当なし	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	厨房機器	該当なし	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	サイン	該当なし	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		共用部へのサインが必要な場合は、丙工事
	照明器具	現況のまま	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	POSシステム	該当なし	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		
	OA機器	該当なし	該当なし			甲・乙工事以降の全工事		

公立陶生病院 売店出店に伴う工事区分及び、資産区分表 【西棟・サテライト部分】

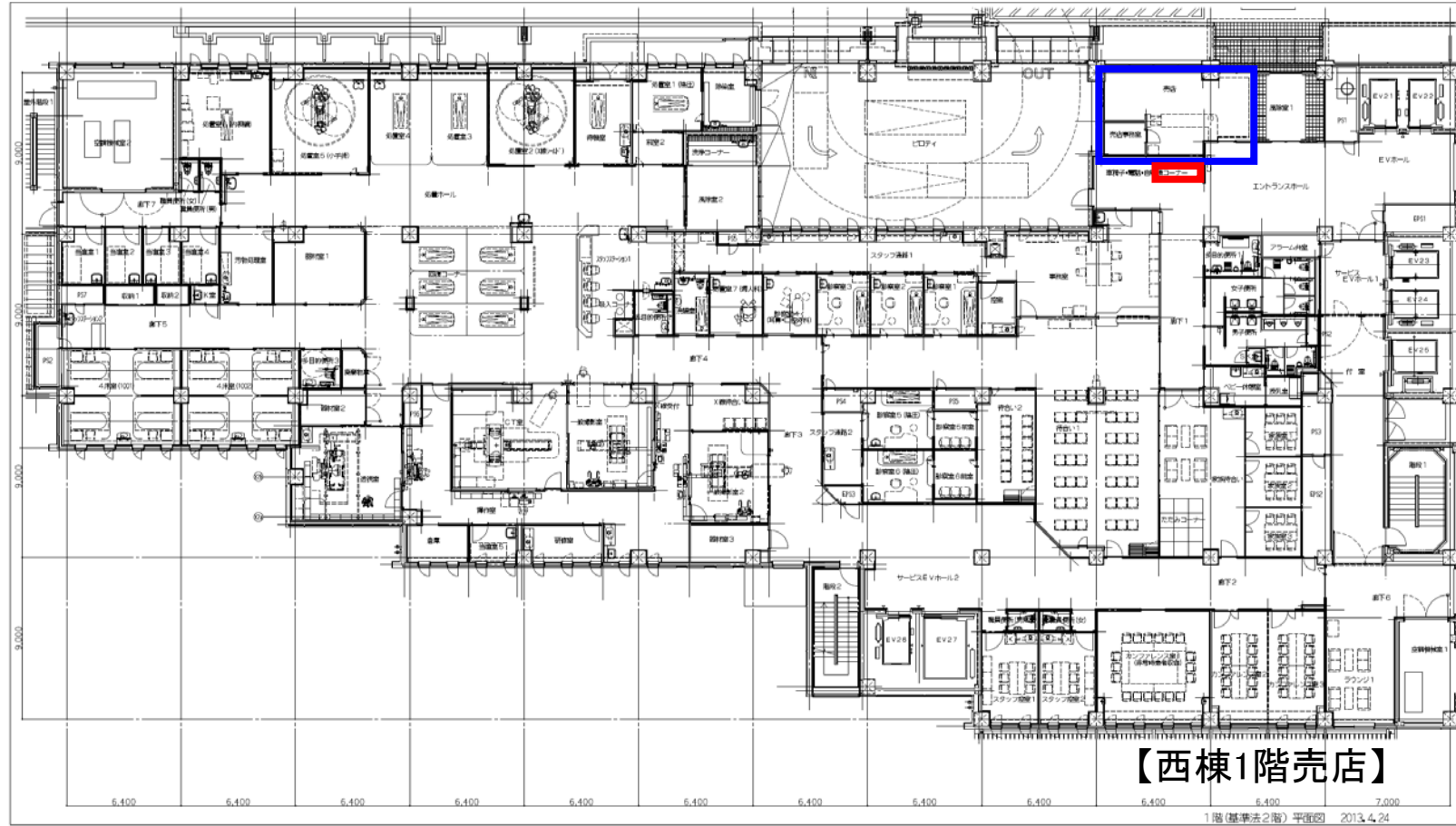
甲(A)工事 = 病院側資産 / 乙(B)工事 = 病院側資産(テナント仕様決定後変更の可能性有り) / 丙(C)工事 = テナント側資産

工種	工事項目	現況		本工事		別途工事		備考
		甲(A)工事	乙(B)工事	乙(B)工事	丙(C)工事	丙(C)工事	丙(C)工事	
申請	建築確認申請(用途変更)	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	必要要件外	
	完了検査申請(用途変更)	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	必要要件外	
	電力申請	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	必要要件外	
	保安規定の変更申請	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	必要要件外	
	水道局への申請	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	必要要件外	
	消防署への事前協議・届出	—	書類作成・申請(乙工事分)	書類作成・申請(丙工事分)				
	保健所等への事前協議・届出	—	該当なし	該当なし	書類作成・申請			
建築	解体	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	天井	—	該当なし	ロックウール化粧吸音版	甲・乙工事以降の全工事			
	床	—	該当なし	ビニル床シート	甲・乙工事以降の全工事			
	壁・柱	—	該当なし	硬質石膏ボード(不燃認定品)	甲・乙工事以降の全工事			
電気	メーター(WHM)	—	該当なし	想定容量の電灯動力用WHM設置	甲・乙工事以降の全工事			
	分電盤	—	該当なし	想定容量の電灯用開閉器設置(50A)	甲・乙工事以降の全工事			
	電灯・コンセント設備	—	該当なし	区画内への幹線引込み及び開閉器への接続	甲・乙工事以降の全工事			
	動力設備	—	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
給排水	給水設備	—	該当なし	区画内への給水配管、メーター設置、バルブ止め(天井内)	甲・乙工事以降の全工事		給水管20A	
	排水設備(雑排水)	—	該当なし	区画内への排水配管突出しプラグ止め	甲・乙工事以降の全工事		排水管50A×3箇所	
	排水設備(汚水)	—	該当なし	該当なし	該当なし		トイレは店舗区画内に設置無し	
	衛生器具	—	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
	ガス設備	—	該当なし	該当なし	該当なし		火気使用無し	
空調換気	冷暖房設備	—	該当なし	空調設備全工事	甲・乙工事以降の全工事		冷房能力(店舗部分11.2kw、事務所部分2.2kw)	
	換気設備	—	該当なし	換気設備全工事	甲・乙工事以降の全工事		換気能力(店舗部分500m3/h、事務所部分100m3/h)	
防災	スプリンクラー	—	該当なし	区画内へのSP配管、区画内以降の全工事	該当なし		消防法、建築基準法に準拠(店舗内装への固定となる)	
	感知器・非常灯	—	該当なし	区画内への配線、区画内以降の全工事	該当なし		消防法、建築基準法に準拠(店舗内装への固定となる)	
	消火器	—	該当なし	該当なし	該当なし		消防法、建築基準法に準拠	
	ダクト消火	—	該当なし	該当なし	該当なし		火気使用無し	
	防火区画(SS・SD)	—	該当なし	該当なし	該当なし		消防法、建築基準法に準拠	
弱電	電話設備	—	該当なし	該当なし	電話線配管配線及び、NTTへの申込み			
	光回線	—	該当なし	該当なし	光配管配線及び、NTTへの申込み			
	BGM・有線放送	—	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
その他	家具(イス・テーブル)	該当なし	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
	店舗内絵・グラフィック	該当なし	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
	厨房機器	該当なし	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
	サイン	該当なし	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事		共用部へのサインが必要な場合は、丙工事	
	照明器具	該当なし	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
	POSシステム	該当なし	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			
	OA機器	該当なし	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事			



【外来棟地下1階売店】

訂正	日付	作図者	工事名	図面番号
	R25.03.22		平成24年度図面修正	06
			中央棟・外来棟B1階平面詳細図	A3-1/400
公立陶生病院				



【西棟1階売店】

1階(基準法2階)平面図 2013.4.24